

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	薬務課
内線番号	4790

No.	項目	内容
①	処分名	薬局開設許可
②	法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
③	法令番号	昭和35年法律第145号
④	根拠条項	第4条第1項
⑤	処分権者	各保健所長
⑥	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第5条 ▶ 薬局等構造設備規則第1条 ▶ 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第1条
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 150px;">添付の有無</td> <td>なし</td> </tr> </table>
添付の有無	なし	
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)15日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	15日
⑪	問合せ	薬務課(075-414-4790)
⑫	備考	各保健所で受付・処理(京都市内は京都市役所)